

参加者代表者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

### 「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

当機構は、「社債等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく振替機関の指定を受けたことに伴い、委託者として同法に定める加入者保護信託契約を締結する必要があります。更に、同契約を締結したときは、業務規程において加入者保護信託に関する事項を定める必要があります。

この度、当機構は、主務官庁の認可を得て、1 月 17 日付で同契約を締結したことから、上記趣旨に鑑み、加入者保護信託に係る負担金の額の算定方法、支払方法及び支払期限等について規定するため、「短期社債等に関する業務規程」及び「短期社債等に関する業務規程施行規則」を別添のとおり一部改正し、1 月 17 日付で施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 加入者保護信託契約の締結等

機構は委託者として受託者との間で加入者保護信託契約を締結し、同契約において、振替機関の行う口座管理機関に対する負担金に係る通知事務について、受託者に委託する旨を規定する。

#### 2. 単年度積立金の配分

加入者保護信託へ積み立てる単年度当たりの積立額は、機構の振替制度及び他の振替制度との間で、受託者の算定により配分される。

#### 3. 負担金の算定方法

##### (1) 機構の負担金

機構の負担金の額は、機構の振替制度に配分された金額の 3 %相当額とする。

##### (2) 口座管理機関の負担金

口座管理機関の負担金の額は、定額負担金及び残高に応じた比例負担金の合計額とする。

#### 4. 負担金の支払方法及び支払期限

機構は、負担金を支払う口座管理機関の名称等を受託者に通知し、受託者は口座管理機関ごとの負担金を算定のうえ、口座管理機関に通知する。これを受けて、口座管理機関は、翌事業年度の7月末日までに受託者へ負担金を支払う。

5．積立ての期間

加入者保護信託の積立ての期間は、平成15年度から平成19年度までとする。

6．途中参加の取扱い

平成16年度以降に口座管理機関となった場合の負担金は、未払いの状態となっている平成15年度以降の定額負担金と、口座管理機関として最初に支払う負担金を合算した金額とする。なお、平成20年度以降に口座管理機関となった場合の負担金は、一括して75万円とする。

7．負担金の不払時の取扱い

受託者が口座管理機関に対し督促を行ってもなお、所要の負担金を支払わなかった場合には、原則として翌事業年度の口座管理機関が再割当てを受けて負担する。

8．機構に対する報告

受託者は、機構に対し、各事業年度における加入者保護信託の積立て状況について報告する。

9．上記のほか、加入者保護信託契約の締結に伴い所要の規定整備を行う。

以 上